

議案第18号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月11日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和33年墨田区条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「同じ。)」の次に「又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)」を加える。

第12条の3第1項第2号中「(配偶者の)」を「又はパートナーシップ関係の相手方(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも)」に改める。

第13条の2第1項及び第2項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 職員の旅費に関する条例(昭和33年墨田区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「同じ。)」の次に「又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和33年墨田区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「含む。)」の次に「又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)であった者」を加える。

第13条第8項第2号中「含む。)」を「含む。第5号において同じ。)又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第5号中「同条第2項」を「その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第2項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年墨田区条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「同じ。)」の次に「又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)」を加え、同条第3号ア及びイ中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第2条の4第1号及び第2号中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第3条第5号、第4条及び第8条第7号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第18条第1項中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項及び第2項中「含む。以下同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第16条第1項中「その配偶者」の次に「、パートナーシップ関係の相手方」を、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則第11項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年墨田区条例第 号）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。

付則第12項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第14項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5

年墨田区条例第 号) の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日)」を加える。

(提案理由)

東京都等の動向を踏まえ、職員に対する各種手当及び制度について、職員とパートナーシップ関係にある者の取扱いを定めるため、職員の給与に関する条例その他の関係条例について所要の改正をする必要がある。